

平成31年3月8日

湯前町教育委員会
教育長 中村 和弘 様

湯前町小学校運動部活動
社会体育移行に係る検討委員会
委員長 荒木 利八

小学校運動部活動の社会体育移行に伴う児童の体力向上のための取り組み方針について
(最終答申)

はじめに

平成27年3月26日に熊本県教育委員会から出された「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」に基づき、平成31年度からの運動部活動を社会体育移行へ向けて平成28年5月25日に「湯前町小学校運動部活動検討委員会」を設置。

検討委員会では、移行後の児童の運動機会の場のあり方と社会体育組織や団体がどのようにして運動機会を提供するのか、また移行後の運動活動の課題等について協議を実施。検討委員会において、青少年の健全育成とスポーツ機会の提供を目的として、運動部活動社会体育への移行後の方針と指針を策定することとする。

平成31年度以降は地域と総合型地域スポーツクラブ「湯前さわやかクラブ『だんだん』」が中心となって活動を行い、これまでの学校部活動の教育的活動を社会体育関係組織が継続して行っていくことを考慮し、学校施設の利用については特別の配慮を行うものとする。

1 方針策定にあたって

心身の成長過程にある青少年期は、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。小学校期は、児童が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育む時期であり、勝利至上主義に陥ることなく児童の発育発達に応じた適切な運動活動を行うことが何より大切である。

しかし、社会環境や生活様式の変化などにより、運動の機会の減少や生活習慣の乱れが生じてきており、児童の体力・運動能力は長期的に低下傾向にある。

そのような中で熊本県では、「少子化に伴うチーム編成の困難」、「保護者や児童のニーズの多様化」、「指導者不足」などの課題から、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するため小学校運動部活動の社会体育移行が進められてきた。

湯前町小学校運動部活動社会体育移行に係る検討委員会では、上記課題の解決と児童期に重要である体力づくりの場・適切なスポーツの場をどのようにして創出すべきか、三年間にわたり審議を重ねてきた。本答申は審議の結果を取りまとめて提出するものである。今後、住民の方々に本答申の趣旨をご理解いただき、児童の体力向上のための具体的な取組が行政、家庭、学校、地域社会などにおいて、相互に連携を図りながら進められることを強く望むものである。

2 児童生徒の運動の場創出に向けて

平成31年度から放課後の時間帯に小学校においての運動機会の場がなくなることから、湯前町では児童の体力向上と健全育成を目的に総合運動の場創出を実施する。

3 小学校における運動部活動に替わる活動の意義（運動部活動の指針（熊本県）参考）

これまでの運動部活動の趣旨を踏まえ、部活動に替わるクラブ活動では社会体育組織や各種団体において計画する教育活動とし、スポーツ等に共通の興味や関心を持つ同好の児童が、体育の授業で学習した内容を発展させたり、異なる学級や学年の児童との交流を深めたりする活動とする。

また、児童が夢中になって活動する中で、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、児童の心身の健全な発育を促進し、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

さらに、好ましい人間関係や社会性を育成するなど豊かでたくましい「人間力」を育てる活動である。

総合運動クラブは、希望する児童によって主として放課後に行われるものであることから、地域指導者等の適切な指導のもと、児童の能力や適性などを考慮し、自発的・自主的な活動が適正に展開されるよう配慮することが大切である。

4 指導方針及び基本計画

(1) クラブの指導にあたっては、指導者の意思のみで行われることなく、社会体育及び社会教育活動の一環として、指導方針に沿って行う。

(2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、活動目標、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。

ア 児童が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという総合運動クラブの基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、児童の主体性を尊重した運営に努める。

イ 競技志向や楽しみ志向、仲間づくり志向や健康づくり志向等、児童の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が楽しめるような指導に努める。

ウ 児童の発育発達段階を踏まえ、できるだけ多くの運動が経験できるようにする。

エ 学業への影響とバランスのとれた生活、スポーツ傷害を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。

(3) 指導方針に基づいた総合運動クラブの基本計画を作成する。

(4) 保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携協力して活動を進める。

湯前町における総合運動クラブの指針

1 対象学年

総合運動クラブに於いては湯前町小学校4年生～6年生を原則とする。

2 指導者等

指導者は、地域住民をもって充てる。

地域住民以外に外部の指導者を求める場合には、指導者の人格が児童に与える影響の大きいことを考慮し、運動活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を委嘱する。

3 指導者の指導

指導者は、運動活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、地域住民や保護者と連携協力し、指導する。

4 経費

クラブの経費については、必要かつ最小限にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

5 活動日

活動日、活動時間については、湯前さわやかクラブ「だんだん」が作成した計画に基づいて行う。

(1) 活動日

ア 1週間の練習日は、2日以内を原則とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日は、原則として活動しない。活動する必要がある場合は、児童のバランスのとれた心身の発達からみて無理のない範囲で活動し、休養日を確保する。

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、まとまった休養日を設け、児童に十分な休養を与える。

(2) 活動時間

活動時間は、児童の疲労を考え、早く始め、短時間で行うとともに、指導内容を十分工夫する。

ア 活動時間は、2時間以内を原則とする。

イ 児童が安全に帰宅できるよう終了時刻を配慮する。